

とっとり健康省エネ住宅認定制度の取扱い



区分:内部結露判定

タイトル	内部結露判定における平均外気温について
整理番号	0001
概要	<p>とっとり健康省エネ住宅認定制度の設計適合審査においては内部結露判定により断熱部での結露が発生しないことを確認する必要があります。</p> <p>内部結露判定においては、平均外気温は建設地の最寒月の平均気温(2001~2010年の標準年 EA 気象データを用いて差し支えないが、NE-ST では平均外気温を1.2℃として判定することを推奨します。</p> <p>※仮に平均外気温1.2℃の場合に内部結露が発生した場合、建設地の平均気温を採用することは差し支えありませんが、1.2℃を下回る外気温になるときは常に内部結露が発生していることに注意してください。冬季は結露の乾燥も遅いため、結果として構造部際の腐食の原因となることから、設計時には十分に安全性を確認してください。</p>

区分:熱貫流率

タイトル	熱抵抗として計算できる密閉空気層について
整理番号	0002
概要	<p>部位の熱貫流率計算において密閉空気層と判断できるのは、当該部位の空気層が他の部位の空気層に連続していないことが条件となります。</p> <p>柱と横架材で構成される面に対し、ボード等が直貼りされ、当該面から他の面への空気の移動がない仕様としてください。</p> <p>密閉空気層と判断できる例:柱面に石膏ボードを直貼りし横架材まで張り上げる場合 図面への記載方法:矩計図に「石膏ボードを柱に直貼りし、横架材まで張り上げる」と記載</p> <p>※岐阜森林文化アカデミー開発の外皮計算プログラムを使用される場合、上記の空気層は「半密閉空気層」として入力してください。</p> <p><参考:一般社団法人住宅性能評価・表示協会> https://www.hyoukakyokai.or.jp/teikyo_joho/qa_shousai_g.php?I[0]=5-016</p>